

内閣府特命担当大臣 中川正春 様

2012年5月31日

日本共産党栃木県委員会

委員長 小林年治
竜巻被害対策本部長・真岡市議
飯塚 正
益子町議 樋山照代
茂木町議 星 徹夫
県南生活相談室長 早乙女利次
県政対策委員長 野村せつ子

栃木県における竜巻等被災者支援に関する申し入れ

5月6日に発生した竜巻により、真岡市、益子町、茂木町などで負傷者11人、建物の倒壊916棟（住家465棟、非住家448棟、文教施設3棟 5月24日現在）などの甚大な被害が発生しました。農作物や農業施設の被害は、総額2億1,454万円(5月15日現在)におよびます。被災した県東部は昨年3.11大震災でも被害が大きかった地域で、「昨年ようやく瓦を葺き替えたばかり」という人や、各種ローンで生活再建しようとしていた人もあり、多くの被災者が「二重被害」で生活再建の見通しが見つからない苦難にあえいでいます。

栃木県と三市町は被災者生活再建支援法のすみやかな適用を求めましたがいまだ適用されず、被災自治体と被災者に失望感が広がっています。竜巻による住宅被害は、地域は限定的であっても個々の被害が極めて深刻なのが特徴です。屋根を飛ばされた家では家や家財の破損だけでなく、瓦やガラス片がカベなどに食い込み、雨や粉じんで衣服・布団も使い物になりません。全壊世帯数等を基準に対象自治体としないのはあまりに理不尽であり、法の精神を生かした柔軟な判断がされてしかるべきです。同時に被災者生活再建支援法が適用されたとしても、同法や災害救助法の全壊・半壊等の認定基準が竜巻独特の被害にかみ合っていないため、大部分が何の支援もない「一部損壊」とされている点も、至急改善が必要です。

については、竜巻被害にたいする被災者生活再建支援法等の柔軟な運用とその見直しに関し、下記の通り申し入れます。

記

1. 栃木県真岡市、益子町、茂木町を被災者生活再建支援法の対象自治体に認定すること。
2. 被災者生活再建支援法について、竜巻のように地域は限定的ながら深刻な被害が生じる災害に対応した基準の見直しを行うこと。

3. 竜巻被害の実態を反映した被害認定の見直しを行うこと。被災者生活再建支援法および災害救助法の住宅応急修理は、半壊以上を対象としているが、屋根の損壊は10%相当の被害と見なされ、一部損壊と認定されている。しかし、屋根が飛ばされれば住み続けることはできず、建て替えに等しい修理が余儀なくされ、被害の大きさは住家全体の半壊にも匹敵すると思われる。至急、竜巻被害に応じた基準に見直し、今回の災害から適用すること。

以上

文部科学大臣 平野博文 様

2012年5月31日

学校施設の竜巻等防災対策に関する申し入れ

5月6日に発生した竜巻により、真岡市、益子町、茂木町などで負傷者11人、建物の倒壊916棟（住家465棟、非住家448棟、文教施設3棟 5月24日現在）などの甚大な被害が発生しました。真岡市西田井小学校では、校舎の窓ガラスが約200枚破損し、教室や校庭に飛散しました。「もし子どもたちが登校していたらどんな惨状になっていたか」と父母や教育関係者に衝撃が走りました。また茂木町の県立茂木高校では校庭の防球ネットの支柱4本（15～20cm）が倒れ、近隣の住宅を押しつぶす寸前の状況でした。

栃木県は季節を問わず雷雲が発生しやすく、県内どこでも竜巻・突風等への備えが必要です。予測が難しいとされる竜巻災害から学校施設と児童生徒を守るために国・自治体の迅速な対応が迫られています。ついては下記の通り、文部科学省の交付金活用事業の拡充を申し入れるものです。

記

1. 竜巻・突風の防災対策として、校舎の窓を強化ガラスに入れ替える、あるいは飛散防止フィルムを貼るなどの対策が有効と考えられる。学校施設環境改善交付金の「非構造部材の耐震対策」の補助制度を活用しやすくするよう求める。

とくに小規模校でも使えるように補助下限額400万円を引き下げること。

この制度の地方負担分は3分の2であるが、24年度限りで地方負担を実質13.3%に引き下げる措置がとられている。これを次年度以降も延長すること。

交付金の予算枠を拡大し、十分な予算を確保すること。

4. 県立高校等も対象にした交付金制度にすること。

以上

栃木県における竜巻等被災者支援に関する申し入れ

5月6日に発生した竜巻により、真岡市、益子町、茂木町などで負傷者11人、建物の倒壊916棟（住家465棟、非住家448棟、文教施設3棟 5月24日現在）などの甚大な被害が発生しました。農作物や農業施設の被害は、総額2億1,454万円(5月15日現在)におよびます。被災した県東部は昨年3.11大震災でも被害が大きかった地域で、「昨年ようやく瓦を葺き替えたばかり」という人や、各種ローンで生活再建しようとしていた人もあり、多くの被災者が「二重被害」で生活再建の見通しがつかない苦難にあえいでいます。

そうした状況にもかかわらず、現時点で被災者生活再建支援法の適用もなく、被災者支援のための国からの支援は災害救助法のみとなっています。ついては住宅応急修理の制度をできるだけ多くの被災者が使えるものにするよう下記の通り申し入れます。

記

1. 災害救助法住宅応急修理は、修理費の上限が52万円とされている。実態にあわせて引き上げること。また半壊の世帯についてのみ設けられている収入要件等は撤廃すること。

以上